

平成27年(ヲ)第35号 執行異議申立事件

申立人(債務者) 吉田益夫

債権者 豊田泰史



意見書

平成27年 4月20日

和歌山地方裁判所 民事部 御中

上記債権者代理人

弁護士 太田 達也



弁護士 重藤 雅之



申立人の執行異議申立てについての債権者の意見は以下のとおりである。

1 申立人の事業者性（申立人は、民事執行法第131条6号の「技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者」に該当しないこと）

(1) 申立人は、自らを電気通信事業者であると主張し、「申立補充書」の第1項記載の各業務を行っていると主張する。

しかしながら、申立人の主張には証拠が一切なく到底信用できない。

(2) 債務者は、マンションの一室を事業所として使用し、電気通信事業を行っていると主張するようであるが、本件強制執行手続きに立ち会った債権者が見た限り、到底、その部屋で事業を行っているなどとは考えられない状態であった。

その「一室」というのは一般的にいうところの事務所などではなく、いわゆるワンルームマンションの一室にすぎず、壁際には差し押されたサーバー以外のかなり古いパソコンやキーボードなどが無造作に積み重ねられているという状態で、本件で差し押されたサーバーのコンピューターも、そのような部屋の隅に並べられている状態であった。

そしてそのサーバー自体、相当旧型のものであつただけでなく、差押え手続きの

ためにケースを開いた際には、ケースの外部のみならず、内部の部品、特にファンの周辺には茶色に変色した埃が大量に溜まっており、とても事業としてコンピューターを使用し管理しているとは思えない状態であった。

(3) 次に、申立人は、個別の筐体についてサーバー I P アドレスを明示するなどして、差し押さえされた各機器があたかも事業用に使用されていたかのような主張をするが、それらが真実であることを示す証拠は一切提出されていない。

また、申立人は、本件で差し押さえたテーブルや椅子等が「打合せ」に必要であると説明するようであるが、本件に先だって債権者が提起した本案訴訟において、申立人に対し「和ネットの協力者等がいるのであれば明らかにせよ。」と質問したにも拘わらず、申立人は共同事業者あるいは協力者の氏名等を一切明らかにできなかつたことからすると、結局のところそのような協力者など存在せず、申立人が1人で行っているとしか考えられない。

(4) さらに、申立人が自らを「事業者」であるというのであれば、少なくとも、どのような取引先とどのような契約をしており、それによってどの程度の収入を得ているのかを明らかにし、その裏付けとなる契約書、預金通帳等の資料、確定申告書などを提出しなければ、申立人が、本件差押物件を使用して事業を営んでおり、それによって生計を維持しているという話など到底信じられない（これらの契約関係資料や収入に関する資料は差し押さえされていないため、申立人の話が真実なのであれば提出可能なはずである）。

(5) 以上のとおり、申立人が電気通信事業者として真に事業を行っているという証拠が何もないことからすれば、申立人は民事執行法第131条6号の「技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者」に該当しない。

申立人は、居宅でパソコンを使い、個人的な趣味として和ネットを管理し、他人の誹謗・中傷記事を掲載して楽しんでいるだけなのである。

2 申立人の業務の内容（本件差押物は、民事執行法第131条6号の「その業務に欠くことができない器具その他の物」に該当しないこと）

(1) 申立人は、本件差押手続きにより、8台あったコンピューターのうち、ハードデ

ィスク以外の全てを差押えられたことを「違法執行である」と主張する。

しかしながら、民事執行法131条6号は、債務者の事業者性を前提に、その事業のために必要不可欠な事業用財産の差押えを禁止したもので、その事業用財産がなくても事業の継続が可能であれば差押えが許されるのは当然のことである。

(2) 申立人の述べる事業の内容については、上記のとおり何の根拠も示されておらず、申立人が事業者に該当するとは到底考えられないが、仮にその業務内容の話が真実であるとしても、本件差押えによって申立人の事業が不可能になるわけではない。

すなわち、申立人は、和ネット等のインターネットサイトを稼働させ、和ネット掲示板、和ネットニュースなどを提供しているところ、これらは本件差押物件が無ければ構築できないものではなく、僅か数万円程度の費用で代替機器を入手して利用できることはもちろん、その僅かな費用すらなくとも、レンタルサーバー（いわゆるVPS「バーチャルプライベートサーバー」、資料1参照）を利用して簡単に再構築が可能なものである（そのために必要なデータは、申立人の手元に残されたハードディスク内に全て残されている）。

そして、申立人は、このようなことを当然理解しており、仮に本件執行異議申立てが認められなければ、直ぐにでもVPSを利用して和ネットを再開しようと考え準備を進めているようである（以上について、資料2）。

(3) 以上のとおり、本件差押物件が無くても、申立人は和ネット等を容易に再開できるのであるから、本件差押物件が民事執行法第131条6号の「その業務に欠くことができない器具その他の物」に該当しないことは明らかである。

3 結論

以上のとおり、本件差押手続きが民事執行法131条6号の差押禁止にあたらないことは明らかであり、本件執行には何の違法もない。

したがって、申立人による本件執行異議申立てが認められる余地などまったくない。

以 上